

## 札幌市 平成29年度 都心商業魅力アップ事業 募集要領

# ～札幌市都心地区で中小事業者の出店を支援するモデル事業者を募集します～

この事業は、札幌市都心地区の空き店舗や空き地を活用し、中小事業者の出店を支援するとともに、中小事業者のテナントミックスによる出店が都心商業地の魅力向上につながり、かつ、ビルオーナーや地権者等にとって利益的な取組となるモデルケースを創出するものです。

モデル事業者に選ばれた方は、開業に要する経費の一部に対して補助を受けることができます。

### 【 申請受付期間 】

平成 29 年 10 月 26 日 (木)～11 月 9 日 (木) 正午まで (※郵送の場合は必着)

### 【 申請対象者 】

札幌市都心地区の空き店舗や空き地を活用し、中小企業や個人事業主の出店を支援する事業者で、所定の要件を満たす方が対象です。詳しい要件は 2 ページをご覧ください。

### 【 補助金の概要 】

上限額	600 万円
補助率	補助対象経費の総額の 1/2 以内
補助対象経費	開業に要する店舗設置費、店舗付帯設備設置費、備品購入費、普及宣伝費等

※ 補助金の詳細は 3 ページをご覧ください。

モデル事業者となるには、所定の要件を満たし、選考により採択される必要があります。詳しくは 2 ページ以降をご確認のうえ、ご不明な点は下記の問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

### 【問い合わせ先・申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援課 商業振興係  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 本庁舎 15 階(北側)  
電話 011-211-2372 (土日祝日を除く 8:45～17:15)

## 1 申請できる事業者（申請対象者の要件）

---

以下(1)～(6)のいずれかに該当する事業者です。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街を地区とする事業協同組合
- (3) 一の小売市場で構成される事業協同組合
- (4) 市長が適当と認める任意の商店街及び小売市場
- (5) 札幌市内に本社・本店を有する中小企業（会社法に基づく会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）及び特例有限会社のうち、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に該当する法人）。ただし、札幌市暴力団の排除推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当する場合を除きます。
- (6) (1)から(5)に掲げる団体で構成される連合体・協議会等

## 2 申請できる事業（補助の要件）

---

以下(1)～(8)の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 札幌市の都心地区（第 2 次都心まちづくり計画における計画対象地域）で実施する事業であること。（対象地域：[http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/documents/jyosyo\\_hp.pdf](http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/documents/jyosyo_hp.pdf)）
- (2) 出店する店舗は、中小企業又は個人事業主（札幌市暴力団の排除推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当する場合を除く）が運営するものであること。
- (3) 空き店舗や空き地などの遊休不動産を活用し、相場よりも低額な家賃により中小企業等が出店しやすい環境を創出するものであること。
- (4) 事業実施にあたり出店する店舗数は 3 店舗以上であり、多様な店舗の出店が、本市都心地区の界限性を創出し、同地区の魅力向上に資するものであること。
- (5) 出店する店舗の業種は日本標準産業分類に掲げる小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業のいずれかを含むものであること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を行う場合又はフランチャイズチェーン店舗の出店は対象外とします。（日本標準産業分類：[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)）
- (6) 単に中小企業や個人事業主が出店できる場を提供するだけでなく、共同販促活動を実施するなど、出店者同士の交流を促進するとともに、協同して行う活動により相互の発展に寄与する機会を創出するものであること。
- (7) 遊休不動産の所有者にとって利益的な取組であること。
- (8) 平成 29 年 1 月 31 日までに出店する店舗（定期的に店舗を入れ替える場合は、最初に出店する店舗）が開業すること。

### 3 補助金の内容

#### (1) 補助対象経費の範囲

補助金の対象となるのは、補助金交付決定の日から開業の日までに発生した初期費用のうち、以下①～⑦に該当する経費です。

- ① 店舗設置費（内外装工事費、電気工事費、給排水工事費、仮設店舗設置費等）
- ② 店舗付帯設備設置費（照明器具、空調設備・水周り設備の購入・設置費等）
- ③ 備品購入費（イス・テーブル・什器・器材等の購入費）
- ④ 謝礼金（専門家等に対する謝礼金）
- ⑤ 委託費（調査・分析・設計費等）
- ⑥ 普及宣伝費（チラシ作成費、ホームページ制作費、広告出稿料等）
- ⑦ その他市長が適当と認める初期経費

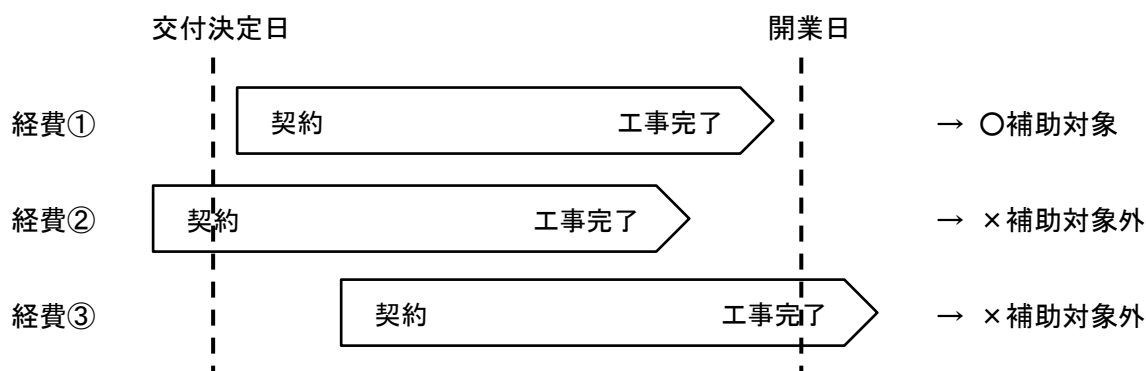
※ 恒久的な建物・設備の設置に係る経費、店舗の賃借に係る経費（仲介手数料、敷金・礼金、賃料等）及び事業の運営に係る経費（仕入れ代金、水道光熱費等）や保険料等は補助対象となりません。

#### (2) 補助対象経費の発生日の考え方

上記(1)における補助対象経費の発生日は、契約日（または発注日）及び工事や納品の完了日の双方にもとづき判断しますので、交付決定日から開業日までの期間内に、契約（または発注）を行い、工事や納品が完了した経費のみが補助対象となります。

なお、工事代金等の支払いは、開業日以降でも構いませんが、この場合、開業報告の際に経費発生の事実と金額を証明できる書類（契約書等）の写しが必要となります。

<例>



#### (3) 補助金額の算定

上記(1)及び(2)の条件を満たす補助対象経費の総額の1/2以内の金額で、600万円を上限に算定します。申請時に提出する事業収支計画書（様式1の3）には、発生が見込まれる経費を漏れなく記載してください。

#### (4) 補助金交付の条件

補助金の交付にあたっては、以下の項目を遵守してください。条件に違反があった場合は、補助金

の交付を取消します。

- ① 開業後 30 日以内に、開業報告書類を提出してください。
- ② 補助金の交付を受けた年度を含めて 3 年間、各年度の事業の状況について、事業実施状況報告書（様式 10）を提出してください。なお、提出期限は各年度 4 月末日（土日祝日の場合は翌営業日）となります。
- ③ その他、交付決定の際に、別途条件を付す場合があります。

## 4 モデル事業者の選考の流れ（申請から補助金交付まで）

### (1) 申請の手続き

- ① 申請書類を作成し、札幌市経済観光局商業・金融支援課に締切日までに持参または郵送でご提出ください。（締切日までに札幌市に到達する必要がありますのでご注意ください。）

#### 【必要な申請書類】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 札幌市平成 29 年度都心商業魅力アップ事業補助金交付申請書（様式 1 の 1）</li><li><input type="checkbox"/> 事業計画書（様式 1 の 2）</li><li><input type="checkbox"/> 事業収支計画書（様式 1 の 3）</li><li><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類</li></ul> |
|---|

- ② 選考委員会に出席してください。  
申請書類にもとづき、ヒアリング審査を行います。日程は 11 月 10 日（金）午後を予定しています。  
選考委員会における選考基準については、6 ページをご参照ください。
- ③ 選考委員会開催から 2 週間以内に札幌市より補助金交付決定通知をお送りします。  
補助金交付のための条件などが記載されていますので、内容をよくご確認ください。  
（選考の結果「不採択」となった方には「不交付決定通知」をお送りします。）

### (2) 開業の準備・報告

- ④ 店舗開業に向けた準備を行ってください  
物件の改修工事、備品購入、広報活動など、開業に必要な準備を行ってください。  
補助金の対象となるのは、この期間内に発生した経費に限ります。
- ⑤ 店舗を開業してください  
開業準備が整い次第、平成 29 年 12 月 31 日までに開業してください。
- ⑥ 札幌市に開業報告書類を提出してください  
開業報告書類は開業日から 30 日以内に、持参または郵送でご提出ください。

#### 【必要な報告書類】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 札幌市平成 29 年度都心商業魅力アップ事業 開業報告書（様式 8 の 1）</li><li><input type="checkbox"/> 事業収支決算書（様式 8 の 2）</li><li><input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書又は債務が確定していることを証する書類の写し</li><li><input type="checkbox"/> 事業の実施を証明するもの（状況写真、ポスター・チラシ、成果品等）</li></ul> |
|--|

その他市長が必要と認める書類

#### (4) 補助金交付の手続き

- ⑦ 札幌市より補助金確定通知をお送りします。  
※発生した補助対象経費が申請時の金額を下回った場合は減額することとなります。申請時の金額を上回った場合は補助交付決定額を確定金額とします。
- ⑧ 札幌市に請求書を提出してください  
補助金額確定通知書にもとづき、請求書をご提出ください。
- ⑨ 補助金を交付します

#### (5) 補助金交付後の手続き

- ⑩ 事業実施状況報告書類（1年目）を提出してください  
事業実施状況報告書類に、平成30年3月31日までの店舗の運営状況を記載の上、平成30年4月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までにご提出ください。

##### 【必要な報告書類】

- 札幌市平成29年度都心商業魅力アップ事業 事業実施状況報告書（様式10）
- 月毎の収支の状況を記載した書類（任意様式）
- 直近決算期における決算の状況を記載した書類（任意様式）
- 共同販促等の実施状況や利用者の推移を記載した書類類（任意様式）
- その他市長が必要と認める書類

- ⑪ 事業実施状況報告書類（2年目・3年目）を提出してください  
1年目と同様、2年目は平成31年4月末日、3年目は平成32年4月末日（いずれも土日祝日の場合は翌営業日）までにご提出ください。

##### 【必要な報告書類】

- 札幌市平成29年度都心商業魅力アップ事業 事業実施状況報告書（様式10）
- 月毎の収支の状況を記載した書類（任意様式）
- 直近決算期における決算の状況を記載した書類（任意様式）
- 共同販促等の実施状況や利用者の推移を記載した書類類（任意様式）
- その他市長が必要と認める書類

#### (6) 交付申請書類や報告書類の提出先

持参または郵送にて以下まで提出してください。

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援課 商業振興係  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階(北側)  
電話 011-211-2372 （土日祝日を除く8:45～17:15）

## 5 選考委員会について

モデル事業者（補助金の交付対象者）の選考にあたっては、申請のあった事業者について、選考委員会において書類審査及びヒアリング審査を実施します。

### (1) 開催日のご連絡

選考委員会は 11 月 10 日午後開催予定ですので、必ずご出席ください。なお、出席者は、代表者等を含め最大 3 名までとさせていただきます。

### (2) 選考基準

選考委員会における選考基準は次の表のとおりです。100 点満点中 70 点以上の申請事業の中から、予算の範囲内で決定します。

内容	配点
<b>1. 事業の実現性</b>	<b>20</b>
数値目標を明確にした事業内容が計画されており、その目標が実現可能な事業計画となっているか。	5
申請者は事業に必要な資格・許認可等を含めたノウハウ・技術等を有しているか。	5
事業を実施する上で、無理のない人員体制となっているか。	5
補助金以外に資金調達の見込みはあるか、また、申請者の年間予算に比べて適正な事業予算規模となっているか。	5
<b>2. 事業の採算性・継続性</b>	<b>20</b>
事業運営に係る収支の見込みは妥当か。	10
補助金終了後も継続実施が可能な事業であるか。	10
<b>3. 事業の戦略性</b>	<b>50</b>
都心地区の遊休不動産を活用した事業であるか。	5
店舗の運営者は中小企業又は個人事業主に限定しているか。	5
家賃が相場よりも安く設定されているなど、中小企業や個人事業主が出店しやすい環境づくりを行っているか。	10
店舗構成は、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を含み、都心地区の界限性を創出し、同地区の魅力向上に資するものとなっているか。	10
出店者同士の交流を促進するとともに、協同して行う活動により相互の発展に寄与する機会を創出するものとなっているか。	10
空き店舗や空き地の所有者にとって利益的な取組となっているか。（事業全体の収益額が投資額を上回っているか。）	10
<b>4. 他の事業者への波及効果</b>	<b>10</b>
店舗の業種やコンセプト等に一定の普遍性があり、周辺ビルオーナーや地権者の参考となりえるか。	10

## 6 その他の注意点

### (1) 補助金交付決定の取消し

虚偽の申請や報告、不正な行為、募集要領または交付決定通知書等に記載した内容及び条件への違反などがあった場合は、補助金の交付決定を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じます。

### (2) 開業後の事業内容の変更禁止

モデル事業者に選考され、補助金交付を受けて開業した店舗は、交付を受けた年度を含めて3年間、事業内容を変更（移転、事業譲渡、事業中止等）することはできません。ただし、やむを得ない事情により事業内容を変更する場合は、速やかに報告してください。この場合、既に交付した補助金の返還を命じる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

### (3) 関係法令の遵守

申請・開業にあたっては、申請者自身の責任において、関係法令等（建築基準法、消防法、食品衛生法等）に定められた手続きを確実に行ってください。モデル事業者の採択をもってこれら関係法令等の手続きを省略できるわけではありませんので、くれぐれもご注意ください。

### (4) 申請書類の返却

提出していただいた申請書類は全て公文書となり札幌市に保管義務が生じるため、選考の結果に関わらず返却できません。必要な場合は、申請前にご自身でコピーを保管するなどの対応をお願いします。

#### 【問い合わせ先・申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・金融支援課 商業振興係  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎15階(北側)  
電話 011-211-2372 (土日祝日を除く 8:45~17:15)